

令和8年度 玄海町図書館歴史資料コーナー展示制作業務委託仕様書

玄海町教育委員会

第1章 総則

1 件名

令和8年度 玄海町図書館歴史資料コーナー展示制作業務委託

2 業務の目的

玄海町町民会館は2024年度に施設拡張実施設計業務を終え、建築主体、電気設備、機械設備については2025年7月に契約締結し施設整備に着手している。

施設拡張後、展示資料室は現在分離して配置している図書室と一体となった展示コーナーとする予定である。各展示物と関連書架の配置も考慮し、かつ常設展示エリアと企画展示エリアを設けることで更なる興味を誘引するコーナーとして機能させることを目的に整備を行う。この業務は本仕様書及び別添「令和6年度（仮）玄海町図書館展示設計業務実施設計図」（以下「設計図」という。）に基づき、展示ケースを含む造作物、展示 グラフィック・サイン、複製品、展示照明等を制作、設置するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

4 納入場所

玄海町町民会館 1F 佐賀県東松浦郡玄海町大字新田 1809-22

5 適用範囲

本仕様書は、玄海町（以下「委託者」という。）と受託者が締結する「令和8年度 玄海町図書館歴史資料コーナー展示制作業務委託」に関し適用し、本仕様書に定めのない事項については、町と受託者が協議のうえ決定する。

6 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承認を得なければならない。

7 業務の適切な実施

受託者は、契約締結後速やかに委託者と打ち合わせを行ったうえで、適切な工程管理を行い業務の目的を確実に達成しなければならない。また、受託者は、業務の進捗状況を適宜、委託者に報告するとともに、委託者から説明を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

8 完了検査

受託者は、この業務を完了したときには、速やかに関係書類とともに成果品を委託者に提出し、監督職員立会いのうえ、完了検査を受けなければならない。また、完了検査において修正を指示された箇所は、委託者と協議のうえ、修正しなければならない。なお、契約不適合責任期間は、1年とする。

9 疑義

本仕様書及び設計図に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、受託者は、委託者と協議のうえ業務を実施するものとする。

第2章 業務内容

1 業務項目

本業務は、本仕様書及び設計図に基づき、次の項目について、委託者と受注者協議のうえ実施する。展示実施設計図の「工事」は、全て「制作」と読み替える。本制作業務仕様書と展示実施設計図に齟齬がある場合は、本制作業務仕様書を優先する。

(1) 展示制作

設計図に基づき、下記の制作、設置等を行う。

- ① 仮囲い、養生等の設置、撤去
- ② 各種展示物等の制作、設置 展示造作（展示パーツ等含む）、グラフィック・サイン、複製品、演出照明等
- ③ 施工図の作成
- ④ その他必要なもの

(2) 委託者との調整等

- ① 業務の推進にあたっては、展示テーマに沿って資料の実測や配置の検討等、具体的な検討を行うこと。
- ② 上記の検討を踏まえ、展示ケースや展示パーツの制作図を作成すること。
- ③ 展示資料の決定過程で必要と考えられる変更には柔軟に対応すること。
- ④ 必要に応じて玄海町文化財保護審議会において技術的助言を行うこと。

2 業務の実施

受託者は、業務の着手に当たり、本仕様書、設計図及び町の指示に基づき必要な資料、工程表等を作成し、委託者に提出後、業務に着手すること。また、業務遂行に当たっては、委託者と十分な協議を行い、承認を得たうえで進めること。

3 業務実施上の注意事項

(1) 現場での施工について

現場での施工の際は、整理整頓、騒音対策に努め、必要に応じて仮囲いを設けるなど、安全対策を講じるとともに、養生を十分に行うこと。現場での施工は委託者及び「児童館新設・図書館増改築等工事」の受託事業者と十分に調整を行うこと。また現場作業は昼間とし、詳細作業時間は委託者と十分に調整を行うこと。

(2) グラフィック・サイン制作・設置受託者は、委託者から提供された素材（写真、資料等）を基に詳細レイアウト等を作成し、委託者の承認を受けた後、制作・設置すること。

(3) 複製品制作

① 計画・準備

ア. 与条件の整理業務の計画を立てるとともに、委託者と受託者の間で協議を行い、業務内容を検討する。委託者と受託者で協議した内容を基に、作業内容の確認やスケジュール等の整理を行う。

② 三次元計測業務

ア. 三次元計測

イ. データ編集

ウ. データ変換

委託者が提供する資料（長倉遺跡出土瑞花双鳥八稜鏡・別紙1参照）1点を非接触により、写真測量による三次元計測を行うものとする。三次元計測にあたっては、資料1点の保管場所において計測するものとする。解像度（点間ピッチ）は0.2mm以内に収めるものとする。資料を取り扱う際には、文化財を取り扱う専門知識を有する学芸員が立ち会い、細心の注意を払い監督職員のもと寸法計測、写真測量等の記録を行うこととする。素材、形状等が計測に適さず、計測できない箇所（計測欠陥）がある場合は、可能な限り元の形状に合わせて補正処理を行い、計測できた箇所と区分できるものとする。

③ 3DP出力

ア. 3D出力

イ. 簡易着色

ウ. 仕上げ・補正等

三次元計測で得られたデータを基に3Dプリンタによる「長倉遺跡出土瑞花双鳥八稜鏡」の出力物1点を制作するものとする。出力物の縮尺は原則1/1とする。出力物の素材はステンレス製によるものとし、現物のような黄土色を基調とした簡易着色を施すこと。出力物は持ち運びができ、容易に壊れることのないものとする。

④ 納品準備

納品物は下記のを納品するものとする。

- ・ 3D出力物 1点
- ・ 三次元計測データ（電子媒体） 1部
- ・ 完了報告書

⑤ 留意事項

本業務の円滑な進捗を図るため、委託者と受託者の間で十分な協議を行うこと。また、緊急の打合せには2営業日以内に対応できる体制を整え、常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

(4) その他全般（展示パーツ等含む）

受託者は、委託者から提供された素材（写真、資料等）を基に製作図等を作成し、委託者の承諾を受けた後、制作・設置すること。また本仕様書及び設計図に定めのない その他のコンテンツが発生した場合は、受託者は、委託者と協議のうえ業務を実施するものとする。

4 委託者への取扱い説明

受託者は、委託者に対し機器の取扱い方法等の説明を行い、納品後も支障なく使用できるようにすること。

5 展示物設置について

展示品（制作物以外）の列品は委託者が行うものとし、受託者は効果的に展示できるよう支援すること。

6 成果品

下記のとおり完成図書を提出すること

- ・竣工図（A3版 製本） 2部
- ・機器等の納品一覧（使用品目） 1式
- ・機器等の取扱説明書、保証書 1式
- ・上記のデジタルデータをCD-ROMもしくはDVD-ROMに記録したものの
2部

7 著作権

当該展示制作業務における制作物の所有権は、全て委託者に帰属する。また、本業務により新規に発生した著作権については、委託者に帰属するものとし、受託者はその著作者人格権を行使しないものとする。ただし、成果物などに含まれる第三者に帰属する著作権の取り扱いについては、委託者と協議の上、著作権法上に定められた手続きを行うこと。尚、引き渡し後、制作物の改変や他の媒体に利用する際は、委託者と受託者が協議するものとする。

8 使用材料及び製品

直接仮設及び既存展示物を再利用するもの以外は、未使用の材料、製品を使用、納入すること。また設置後も迅速かつ確実な修理・修繕が保証できる機器を設置すること。

長倉遺跡出土瑞花双鳥八稜鏡

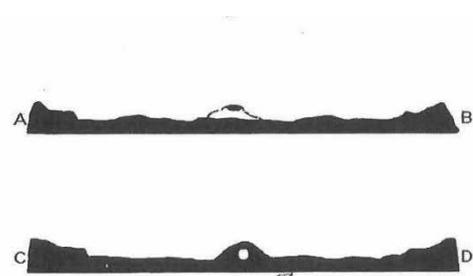
法量：直径 9.15 cm、最大高 0.6 cm、重さ 147 g 青銅製



D
鏡背



鏡面



断面図